



危険物等の保安の確保に関する調査審議 (川崎市危険物等保安審議会)



神奈川県 川崎市消防局

| | |
|------|---|
| 事例類型 | I 実効性向上 / II 高度化・専門化 / III 効率化 / V 人材育成 |
| 取組期間 | 昭和40年9月から |

背景

昭和39年に全国で相次いで発生した危険物災害は、保安行政の在り方を大きく問う契機となり、自治省消防庁においては、翌年、危険物の規制強化を図るための政令等の整備がなされた。この間、国内有数のコンビナート区域を抱える川崎市においては、現地消防の立場から改正案の審議に参画し意見を述べてきたが、「災害が起こるたびにいくらか法令を整備し、規制を強化してみても、産業機構と技術の進歩は常に先行するという現実からすれば、現存する諸情勢を肯定し、その上に立脚した自主保安という作用に着目し、この中に安全技術や保安教育を十分に取り入れた体制を作り上げることが良策ではないか。」との構想に至った。これを推し進める手段として、「机上で作成した抽象的、観念的なものを押し付けるという一方的なものではなく、産業構造に密着し、かつ、新しい技術を土台にした方策をとるべきである。」との理念のもと、昭和40年9月、危険物等の保安に関する事項について民間有識者の意見を直接反映するような方式で審議する「川崎市危険物保安審議会」と称する組織を設立した。

平成27年4月からは、川崎市条例に基づく市の附属機関として位置づけるとともに、名称を「川崎市危険物等保安審議会」と改め、危険物及び高圧ガス等の保安の確保に関する調査審議について50年以上にわたり継続して活動している。

内容

審議会は、市内の石油精製業、化学工業、鉄鋼業、電力事業等々、幅広い業種の企業から有識者を推薦していただき、20人以内の委員で構成している。

活動内容は、危険物等の貯蔵及び取扱いに関する事項全般における課題の中から、審議テーマ（消防局長の諮問・意見具申を含む。）を決めて、毎月1回、消防局において審議会を開催し、各委員が自社のノウハウ等を持ち寄ることで調査審議に取り組んでいる。過去50年以上の活動における審議事項は多岐に及び、一つのテーマを数年かけて審議するものもある。

<過去の主な取組事例>

- ・ 予防規程の準則の作成・改訂 [昭和41年・昭和51年・平成24年]
- ・ 危険物許可申請の手引きの作成・改訂 [昭和43年・平成5年]
- ・ 危険物施設における火気使用工事の安全対策の作成 [昭和47年・平成26年]
- ・ 毒劇物の漏洩時の緊急措置対策の作成 [昭和49年・平成10年]
- ・ 石油化学工場における自主点検基準の作成・改訂 [昭和50年・昭和61年]
- ・ 危険物事故事例集の作成 [昭和57年・平成8年]
- ・ 危険物取扱者の教育カリキュラムの作成 [昭和59年]
- ・ イラストで学ぶ危険物、高圧ガスの安全取扱マニュアル [平成元年]
- ・ 保安関係法令・技術用語集の作成・改訂 [平成13年・平成24年]
- ・ 大規模地震発生時における危険物保有事業所の対応措置指針の作成 [平成18年]
- ・ 事故事例から学ぶ教育資料等の作成 [平成30年]
- ・ 危険物許可申請の手引きの改訂 [令和元年～]

成果

化学プラント等、製造現場におけるノウハウや高度で専門的な知識・技術は、消防職員のみでは理解することが困難であるが、審議会に必要な知識を得ることができ、申請等の審査又は検査の際に、事業者と対等に話ができる等、職員のモチベーションにつながっている。

危険物等の取扱いに係る安全を確保する上で、企業と行政の立場の違いを相互に認識し、現場の価値観に沿った審議が諮られることで、行政側の一方的な指導に偏ることがない実態に見合った行政運営の実現につながっている。

幅広い分野の民間企業が委員として参画し、保安分野の情報共有が図られることは、各事業所の自主保安体制の確立につながるとともに、これまでの先進的でニーズに見合った審議は、市内の事業所における保安意識に大きな影響を与えている。

審議の成果は、消防行政への反映のほか、市内事業所で活用され、過去には、出版物として全国規模で広く活用されているものもある。また、近年は全国の事業所等が保安の確保に資するよう川崎市のホームページに公表し、全国の危険物行政及び危険物事故防止等の取り組みに大きな影響を与えている。



特記事項

当審議会は、事務局（消防局）が資料等を準備し、説明するといった、従来にあるような会議形式でなく、委員（民間企業）の方々が主体となって課題に係る資料を作成し、持ち寄り、会議において他の委員とともに分析、研究し、審議結果を取りまとめているところに大きな特徴がある。